

資料 1

令和3年1月25日(月)

近畿税理士会役員との定例懇談会資料

大阪国税局



# 目 次

(ページ)

○ 添付書類も含めた e-Tax の普及・定着等について【企画課】	1
○ 社会保障・税番号制度について【企画課】	2
○ 内部事務のセンター化の取組について【企画課】	3
○ 令和2年分確定申告期における広報について【国税広報広聴室】	4
○ 租税教育の充実について【国税広報広聴室】	6
○ 確定申告会場における感染症対策【個人課税課】	7
○ 外部の確定申告会場【個人課税課】	7
○ 確定申告コールセンター【個人課税課】	8
○ 閉庁日対応の実施【個人課税課】	8
○ 青色申告特別控除の変更【個人課税課】	9
○ 医療費控除の明細書の作成及び提出【個人課税課】	9
○ 個人申告者に係る e-Tax の普及に向けた取組について【個人課税課】	9
○ 自宅等からの e-Tax を利用した申告の推進【個人課税課】	10
○ e-Tax 等による法定調書の提出義務基準の引下げについて【課税総括課】	11
○ 「国外財産調書」及び「財産債務調書」の提出について【課税総括課】	12
○ 年末調整手続の電子化に向けた取組について【法人課税課】	14
○ 納付手段の多様化について【管理運営課】	15
○ 納税証明書のオンライン請求の利用勧奨について【管理運営課】	15
○ 期限内納付について【管理運営課】	16
○ 還付金の受取について【管理運営課】	17
○ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出について【管理運営課】	18
○ 各種取組の実施について【管理運営課】	19
○ 関与先への納付指導について【徴収課】	21



# 添付書類も含めた e-Tax の普及・定着等について

## 添付書類も含めた e-Tax の普及・定着に向けたお願い

法人税等の申告の際には、添付書類も含めた全ての書類をe-Taxで提出いただきますよう、会員税理士の皆様方への周知をお願いします。

### <これまで導入されたe-Tax利便性向上施策>

提出情報等のスリム化	イメージデータ（PDF形式）で送信された添付書類の紙原本の保存不要化	平成30年4月以後の申請等
	土地収用証明書等の添付省略（保存義務への転換）	平成30年4月以後終了事業年度の申告
	勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化	平成31年4月以後終了事業年度の申告
データ形式の柔軟化	法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化	令和元年5月以後の申告
	勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化	令和元年5月以後の申告
	財務諸表のデータ形式の柔軟化	令和2年4月以後の申告
提出方法の拡充	添付書類のイメージデータによる提出 ※ 勘定科目内訳明細書や財務諸表等の電子データ（XML形式、XBR L形式又はCSV形式）により提出が可能な書類等については、イメージデータによる提出は不可	平成28年4月以後の申告
	e-Taxの送信容量の拡大	平成31年1月以後の申告
	添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）	令和2年4月以後の申告
提出先の一元化	連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化	平成31年4月以後の加入・離脱等
	連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化	令和2年4月以後終了事業年度の申告
	財務諸表の提出先の一元化	令和2年4月以後終了事業年度の申告
認証手続の簡便化	法人代表者の電子署名について、法人代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能	平成30年4月以後の申請等
	法人税等の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者の記名押印制度の対象	平成30年4月以後終了事業年度の申告
その他	e-Tax受付時間の更なる拡大	平成31年1月以後の申告
	法人番号の入力による法人名称等の自動反映	令和元年5月以後の申告
	法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除	令和2年3月以後の申告

## 添付書類も含めた e-Tax の普及・定着等について

### 令和3年における e-Tax 及び e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

確定申告期間中は、e-Tax及びe-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間が拡大します。

#### ○ e-Taxの受付時間（利用可能時間）

確定申告期間（令和3年1月4日（月）～3月31日（水））
全日（土日、祝日を含む。）… 24時間 ※1 1月4日（月）は、8時30分から受付開始 2 毎週月曜日0時～8時30分及び3月21日（日）終日のメンテナンス時間を除く ただし、3月15日（月）は終日受付を実施
通常期（確定申告期間以外）
・ 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）… 24時間 ※ 休祝日の翌稼働日は8時30分から受付開始 ・ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日… 8時30分～24時

#### ○ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

確定申告期間（令和3年1月12日（火）～3月15日（月））
月曜日～金曜日（2月11日（木・祝）、23日（火・祝）を除く。）… 9時～20時 日曜日（2月21日、28日、3月7日、14日に限る。）… 9時～20時
通常期（確定申告期間以外）
月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）… 9時～17時

## 社会保障・税番号制度について

### 確定申告書等へのマイナンバーの記載

確定申告書等へのマイナンバーの記載や本人確認書類の提示等の必要性について、会員税理士の皆様方や関与先の従業員の方への周知・助言をお願いします（資料2 P3～4）。

### マイナンバーカードの取得と利活用の促進

マイナンバーカードの積極的な取得や利活用の促進について、資料を活用するなどして、会員税理士の皆様方や関与先の従業員の方へ周知をお願いします（資料2 P5～8）。

（注） マイナンバーカードの利活用の促進施策として、令和3年1月からは、一部の生命保険料控除証明書等をマイナポータル経由で一括取得することができるようになり、確定申告書への自動入力も可能となりました。

## 内部事務のセンター化の取組について

### 申告書等の書類を郵送等により提出する場合の留意事項

申告書や申請書・届出書等の書類を郵送等により提出する場合は、次表「郵送等の送付先」に記載の「税務署事務処理センター」へ送付いただきますようお願いいたします。

なお、書類を持参される場合や申告書等を電子申告（e-Tax）により送信される場合は、従来どおり所轄の税務署に提出してください。

#### <郵送等の送付先>

センター名称	送付先	対象署
税務署事務処理センター (東淀川センター)	〒532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 東淀川税務署内	大阪福島・西淀川・東淀川・大淀
税務署事務処理センター (北センター)	〒530-8515 大阪市北区南扇町7番13号 北税務署内	浪速・東成・北
税務署事務処理センター (神戸センター)	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2-1-10 神戸税関ポートアイランド出張所内	灘・長田・須磨・神戸

# 令和2年分確定申告期における広報について

## 基本方針

幅広い層に働きかけができるよう各種広報媒体を組み合わせ、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」に誘引する広報を展開することにより、e-Taxを利用した申告を推進し、確定申告会場の混雑緩和を図る

## 訴求項目

### 【確定申告会場の混雑緩和】

- 1 ICTを利用した申告・納税（自宅等からのe-Tax推進）
- 2 確定申告会場における感染防止策（入場整理券方式等）
- 3 公的年金受給者を主な対象とした確定申告期前の相談受付
- 4 申告義務のない者の還付申告は5年間提出可能

### 【その他】

- 5 申告・納付期限
- 6 閉庁日対応
- 7 振替納税をはじめとしたキャッシュレス納付、振替日及び還付金の受領方法

## 主な広報施策

- 1 国税庁
  - (1) 国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」
  - (2) テレビCM放送
  - (3) 新聞記事下広告
  - (4) インターネット広告（バナー等）
  - (5) インターネット番組「Web-TAX-TV」及びYouTube「国税庁動画チャンネル」の配信
  - (6) Twitter によるツイート



## 2 国税局

### (1) JR等における交通広告

#### 【駅構内におけるポスター掲出】

掲出場所		実施期間
JR	京都線快速12駅 (大阪、新大阪、茨木、高槻、長岡京、京都、大津、膳所、石山、瀬田、南草津、草津駅)	2月1日(月)～ 2月14日(日) (昨年:7日間)
	神戸線快速16駅 (姫路、加古川、東加古川、大久保、西明石、明石、兵庫、神戸、元町、三ノ宮、六甲道、住吉、芦屋、西宮、尼崎、大阪駅)	
	天王寺駅 構内	2月8日(月)～ 2月21日(日) (昨年:7日間)
	大阪駅 御堂筋南口(円柱広告)	2月1日(月)～ 2月14日(日) (昨年:14日間)
和歌山駅 バス乗り場側壁面(大型シート)		
近鉄	主要10駅 (大阪難波、近鉄日本橋、大阪上本町、鶴橋、生駒、学園前、大和西大寺、近鉄奈良、近鉄八尾、大阪阿部野橋駅)	2月1日(月)～ 2月14日(日) (昨年:7日間)
京阪	主要6駅 (淀屋橋、京橋、守口市、香里園、枚方市、祇園四条駅)	
阪急	大阪梅田駅1F JR高架下C通路 (ムービングウォーク前)	2月1日(月)～ 2月7日(日) (新規)
南海	堺東駅	2月1日(月)～ 2月7日(日) (昨年:7日間)
神戸市営地下鉄	各駅(計16駅)	2月1日(月)～ 2月21日(日) (昨年:3週間)

#### 【デジタルサイネージによる広報】

掲出場所		実施期間
大阪メトロ	大阪メトロ(14駅) (梅田駅、天王寺、新大阪、なんば、東梅田、谷町四丁目、天満橋、日本橋、淀屋橋、本町、肥後橋、北浜、なかもず、谷町九丁目)	2月1日(月)～ 2月7日(日) (新規)
神姫バス	神戸、西神・明石、姫路エリア	2月1日(月)～ 2月28日(日) (昨年:1か月)

#### 【車内吊りポスター(電車)】

交通機関名	実施期間
JR	2月1日(月)～ 2月3日(水) (昨年:3日間)
阪急	1月25日(月)～
阪神	1月27日(水)
京阪	及び
山陽	2月15日(月)～
南海	2月17日(水) (昨年:3日間)
近鉄	1月25日(月)～ 1月26日(火) 及び
	2月15日(月)～ 2月16日(火) (昨年:2日間)
大阪メトロ	2月3日(火)～ 2月5日(木) (昨年:3日間)
大阪モノレール	2月1日(月)～ 2月7日(日) (昨年:7日間)
神戸新交通	2月1日(月)～ 2月28日(日)
阪堺電気軌道	(昨年:新規)
神戸市営地下鉄	2月1日(月)～ 2月6日(土) (昨年:6日間)
京福・叡山電鉄	2月1日(月)～ 2月15日(月) (昨年:15日間)
京都市営地下鉄	2月1日(月)～ 2月18日(木) (昨年:18日間)

#### 【車内吊りポスター(バス)】

交通機関名	実施期間
近江鉄道バス	2月1日(月)～ 2月7日(日)
全但バス	(昨年:7日間)
奈良交通	2月1日(月)～ 2月10日(水) (昨年:10日間)
丹後海陸交通	2月1日(月)～ 2月15日(月) (昨年:15日間)
神姫バス	2月1日(月)～
淡路交通バス	2月28日(日)
和歌山バス	(昨年:1か月)
大阪シティバス	2月1日(月)～ 2月4日(木) (昨年:4日間)
神戸市バス	2月1日(月)～ 2月6日(土) (昨年:6日間)
京阪バス	2月1日(月)～ 2月15日(月) (昨年:15日間)
京都市バス	2月1日(月)～ 2月28日(日) (昨年:1か月)
伊丹市営バス	2月1日(月)～ 2月28日(日) (昨年:1か月)
阪急バス	2月1日(月)～ 2月14日(日) (昨年:14日間)

- (2) テレビCMの放送（ケーブルテレビ）
  - ケーブルテレビ連盟に対して、テレビCM動画を提供し、加盟局における放送について協力を依頼
- (3) 新聞折り込みチラシ等への広報文の掲載
  - 大手スーパー等のチラシへの掲載依頼
- (4) 国税庁ホームページ「大阪国税局コーナー」への「令和2年分確定申告におけるお知らせ」の掲載
  - 令和2年確定申告におけるお知らせを掲載し、期限周知等を図る

### 3 税務署

- (1) ポスターの掲出
- (2) ラジオCMの放送
- (3) 地方紙、広報誌、回覧板等への掲載
- (4) ケーブルテレビへの出演
- (5) 法人等の従業員向けの情報（社内LAN等で提供できる確定申告に関するデータ）の提供

## 租税教育の充実について

### 継続的な講師派遣

令和3年度については、各学校に実施に向けたアンケートを実施し、租税教室の開催を積極的に勧奨する

#### 【租税教室の開催状況（上半期4月～9月）】

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	前年比
					回	回	%
開催回数	小学校	94	114	122	139	270	194.2
	中学校	482	624	849	818	132	16.1
	高等学校	103	109	147	149	37	24.8
	合計	679	847	1,118	1,106	439	39.7
講師派遣 延べ人数	税理士	595	770	909	808	188	23.3

## 確定申告会場における感染症対策

☞ 感染症の拡大防止の観点から、確定申告会場では、次の感染症対策を実施

- ① 納税者間の距離を十分に確保したレイアウトを採用
- ② 会場内の三密を回避するため、「入場整理券」で入場者数をコントロール（入場整理券の配付状況に応じて早めに相談受付を終了する場合がある。）
- ③ 入場時に検温を実施し、咳・発熱等の症状のある方や検温を拒否する方の入場をお断り
- ④ 来場される方にマスクの着用、ボールペンや計算器具等の持参を依頼（マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合がある。）
- ⑤ 税理士が従事する申告相談ブースには、飛沫防止パネルを設置
- ⑥ 会場での従事者は、マスク・フェイスシールドを着用

## 外部の確定申告会場

### 1 税務署庁舎外の会場で申告相談等を実施する署

☞ 次の17署については、税務署庁舎内に確定申告会場を設けず、税務署庁舎外の会場で申告相談等を実施

【税務署庁舎外の会場で申告相談等を実施する署】

（令和3年1月13日現在）

署名	会場名	所在地	税理士従事	開設期間
彦根	彦根商工会議所 4階	彦根市中央町3-8	○	2月16日(火)～3月15日(月)
水口	水口社会福祉センター 福祉ホール	甲賀市水口町水口5609		
東山	大阪国税局 京都分室	京都市東山区渋谷通大和大路東入下新シ町339		
港	港産業会館	大阪市港区磯路3-19-1	○	
泉大津	テクスピア大阪 1階	泉大津市旭町22-45	○	
富田林	すばるホール	富田林市桜ヶ丘町2-8	○	
門真	守口門真商工会館	門真市殿島町6-4	○	
姫路	姫路労働会館	姫路市北条1-98		
尼崎	尼崎リサーチ・インキュベーションセンター 1階 多目的ホール	尼崎市道憲町7-1-3	○	
明石	あかし保健所 1階 多目的ホール (旧明石市立産業交流センター)	明石市大久保町ゆりのき通1-4-7		
洲本	洲本市立淡路文化史料館	洲本市山手1-1-27		
芦屋	ラポルテ本館 3階 ラポルテホール	芦屋市船戸町4-1-305		
伊丹	伊丹市立産業振興センター 6階	伊丹市宮ノ前2-2-2	○	
加古川	ニッケパークタウン本館 1階 センタープラザ	加古川市加古川町寺家町173-1		
柏原	丹波篠山市民センター	丹波篠山黒岡191	○	2月16日(火)～2月26日(金)
	柏原住民センター	丹波市柏原町柏原5528		3月1日(月)～3月15日(月)
桜井	桜井市商工会館 3階	桜井市大字川合260-2		2月16日(火)～3月15日(月)
粉河	紀の川市商工会館(粉河)	紀の川市粉河878-2		

(注1) 富田林、門真、姫路、尼崎、明石、伊丹及び加古川の各税務署では、2月21日と2月28日の日曜日も上記の会場で申告の相談や申告書の受付を行います。  
 (注2) 税理士従事の期間は、会場によって異なります。

## 2 合同会場

☞ 「合同会場」の開設期間等は次のとおり

### 【合同会場】

開設場所 (所在地)	開設期間	対象署
西陣織会館 (京都市上京区堀川通今出川南入西側)	2月16日(火) ～ 3月15日(月)	上京、左京、中京、下京、右京
梅田スカイビルタワーウエスト10階 (大阪市北区大淀中1-1-30)		大阪福島、西、浪速、西淀川、東成、東淀川、 北、大淀、東、南
神戸サンボホール (神戸市中央区浜辺通5-1-32)		灘、兵庫、長田、須磨、神戸

## 確定申告コールセンター

☞ 確定申告コールセンターの開設期間は次のとおり

### 【確定申告コールセンター】

	開設期間	開設時間
税理士	1月27日(水)～3月15日(月)	9時5分～17時5分
オペレーター	1月6日(水)～3月15日(月)	8時30分～17時
税務相談官	1月6日(水)～3月15日(月)	8時30分～17時

## 閉庁日対応の実施

☞ 2月21日と2月28日に限り、次の税務署において、閉庁日対応を実施

※ 一部の税務署においては、閉庁日対応を合同で実施

### 【閉庁日対応実施署】

閉庁日対応実施署	開設場所	
宇治、豊能、吹田、枚方、茨木、八尾、 【富田林】、【門真】、東大阪、【姫路】、 【尼崎】、【明石】、【伊丹】、【加古川】、 和歌山 (15署)	各署申告会場 (15会場)	
合同により 開設する署	京都市内(7署) 上京・左京・中京・東山・ 下京・右京・伏見	西陣織会館
	大阪市内(19署) 大阪福島・西・港・天王寺・ 浪速・西淀川・東成・生野・ 旭・城東・阿倍野・住吉・ 東住吉・西成・東淀川・北・ 大淀・東・南	梅田スカイビルタワーウエスト10階
	神戸市内(5署) 灘・兵庫・長田・須磨・神戸	神戸サンボホール
	大津・草津(2署)	大津税務署
	堺・泉大津(2署)	堺税務署
	岸和田・泉佐野(2署)	岸和田税務署
	西宮・芦屋(2署)	西宮税務署
	奈良・葛城(2署)	奈良税務署

(注) 【 】書きの税務署は、署外会場を示す。

## 青色申告特別控除の変更

- ☞ 令和2年分の所得税確定申告から、65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります。
- ☞ これまでの適用要件に加えて、e-Taxを利用して確定申告書及び青色申告決算書を提出又は電子帳簿保存を行うことで、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

### 65万円の青色申告特別控除を受けるための要件

時期	令和元年分 確定申告まで	令和2年分 確定申告から
特別控除の要件 65万円の青色申告	(1) 正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2) 申告書に貸借対照表と 損益計算書などを添付 (3) 期限内申告	改正前と同じ + ① e-Taxによる申告 (電子申告) 又は ② 電子帳簿保存

## 医療費控除の明細書の作成及び提出

- ☞ 令和元年分確定申告で医療費の領収書の添付又は提示による経過措置が終了し、令和2年分以降は、医療費控除の明細書の添付が必要となります。

## 個人申告者に係る e-Tax の普及に向けた取組について

### 代理送信の利用

- ☞ 関与先のうち、代理送信を利用していない者に対する積極的なご利用をお願いします。

また、代理送信に当たっては、①源泉徴収票等の内容の確実な入力及び②生命保険料控除の控除等証明書など第三者作成書類の添付省略制度の積極的なご利用をお願いします。

### 協議派遣方式による代理送信

- ☞ 協議派遣方式による代理送信については、納税協会をはじめとする対象団体と十分に協議し、体制整備を図った上で、円滑に実施されるようお願いいたします。

## 自宅等からの e-Tax を利用した申告の推進

### スマートフォン等による e-Tax

- ☞ 令和2年1月からスマートフォン等専用画面の利用可能対象が拡大
- ☞ マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォンを使えば、マイナンバーカードを利用した e-Tax 送信が可能

### ID・パスワード方式で手続完結

- ☞ マイナンバーカードや IC カードリーダーをお持ちでない方は、ID・パスワード方式を利用して e-Tax で申告可能

※1 IDとパスワードは、税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行します（顔写真付きの本人確認書類が必要です。）。

※2 ID・パスワード方式は暫定的な対応です（国税庁では、「マイナンバーカード方式」を推奨しています。）。

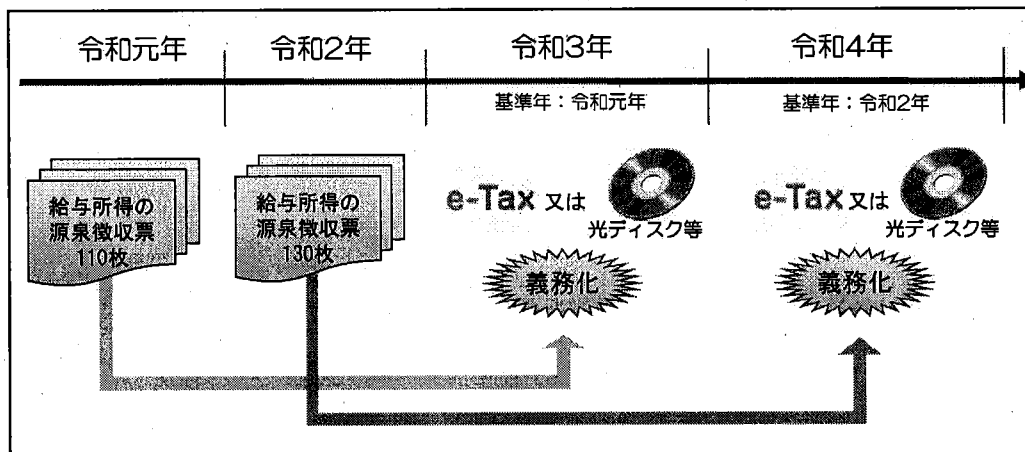
# e-Tax 等による法定調書の提出義務基準の引下げについて

## 改正の内容

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上（現行：1,000枚以上）である法定調書については、令和3年1月1日以降、e-Tax 又は光ディスク等による提出が必要となりました。

例えば、令和元年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和3年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax 又は光ディスク等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



## 留意事項

- 支払調書の光ディスク等による提出については、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
- e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。
- 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票の e-Tax 又は光ディスク等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についても eLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。

## 「国外財産調書」及び「財産債務調書」の提出について

### 国外財産調書

#### ○ 提出しなければならない方

居住者（「非永住者」を除く）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方

※ 相続開始の日の属する年の年分に係る国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（以下「相続国外財産」といいます。）を記載しないで提出することができます。

この場合において、国外財産調書の提出義務については国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します。

この取扱いは、令和2年分以後の国外財産調書について適用されます。

#### ○ 提出期限等

① 提出期限 …… 翌年の3月15日

② 提出先 …… （その年分の所得税の納税義務がある者）

所得税の納税地の所轄税務署長

（上記以外の者）

住所地の所轄税務署長

#### ○ 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含む）に、その国外財産に関する所得税等又はその国外財産に対する相続税の申告漏れ（所得税等については、死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等を5%加重

#### ○ 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に係る所得税等・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る申告漏れに係る部分の過少申告加算税等を5%軽減



## 財産債務調書

### ○ 提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方

※ 相続開始の日の属する年（以下「相続開始年」といいます。）の年分に係る財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産若しくは債務を記載しないで提出することができます。

この場合において、財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続開始年に相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します。

この取扱いは、令和2年分以後の財産債務調書について適用されます。

### ○ 提出期限等

- ① 提出期限 . . . 翌年の3月15日
- ② 提出先 . . . 所得税の納税地の所轄税務署長

### ○ 財産債務調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含む）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除く）が生じたときは、その財産若しくは債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等を5%加重

### ○ 財産債務調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置

財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その財産若しくは債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等を5%軽減

# 年末調整手続きの電子化に向けた取組について

## 国税庁ホームページ掲載場所

**国税庁** NATIONAL TAX AGENCY  
[▶ 本文へ](#) [▶ English](#) [▶ 文字拡大・読み上げ](#) [▶ 利用者別に調べる](#) [▶ サイトマップ](#)

ホーム	税の情報・手続・用紙	刊行物等	法令等	お知らせ	国税庁等について
-----	------------	------	-----	------	----------

### 新着情報

トピックス	税の情報・手続・用紙	刊行物等	法令等	お知らせ	国税庁等について
令和2年12月1日	【令和2年分 確定申告特集（準備編）】を開設しました				
令和2年12月1日	令和2年7月案内に関するお知らせ				
令和2年10月29日	【税を考える週間】の取組紹介ページを掲載しました				
令和2年10月28日	税務相談チャットボット（年末調整）が始まりました。				
令和2年10月23日	【国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ】を更新しました				
令和2年10月16日	国税庁ホームページでの申告書作成・e-Tax送信がますます便利に！				
令和2年10月9日	【在庫酒類の持ち帰り用販売等をしたい料飲店等の方へ】の情報を更新しました				
令和2年10月1日	【年調ソフト】公開しました				

[表示件数を増やす](#)

[▶ トピックス一覧へ](#)

### 税務署を検索

郵便番号から税務署を検索  
(半角数字)

-

住所から税務署を検索

都道府県を選択

市区町村・町名を入力

入力例：千代田区霞が関

Twitter

YouTube「国税庁動画チャンネル」

インターネット番組「Web-TAX-TV」

新着情報・メールマガジン

### 分野別メニュー

税について調べる		利用者別情報
<a href="#">タックスアンサー （よくある税の質問）</a> <a href="#">国際税務関係情報</a> <a href="#">税の学問コーナー</a>	<a href="#">所得税の確定申告</a> <a href="#">税の相談</a> <a href="#">税目別情報</a> <a href="#">チャットボットに質問する</a>	<a href="#">個人の方</a> <a href="#">法人の方</a> <a href="#">源泉徴収義務者の方</a> <a href="#">税理士に関する情報</a> <a href="#">お酒に関する情報</a>



**国税庁** NATIONAL TAX AGENCY  
[▶ 本文へ](#) [▶ English](#) [▶ 文字拡大・読み上げ](#) [▶ 利用者別に調べる](#) [▶ サイトマップ](#)

ホーム	税の情報・手続・用紙	刊行物等	法令等	お知らせ	国税庁等について
-----	------------	------	-----	------	----------

ホーム / [利用者別に調べる](#) / [源泉徴収義務者の方](#)

## 源泉徴収義務者の方

### 新着情報

税制改正	年末調整	一般的な情報	専門的な情報	その他
------	------	--------	--------	-----

- 「年末調整がよくわかるページ」を開設しました（令和2年9月）
- 「令和2年分年末調整のしかた」を掲載しました（令和2年9月）
- 令和2年分年末調整のための各種様式を掲載しました（令和2年9月）
- 「令和2年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を掲載しました（令和2年9月）
- 年末調整手続きの電子化に係るFAQを掲載しました（令和2年2月）
- 年末調整手続きの電子化に向けた取組について**（令和2年1月）

[▶ 年末調整一覧へ](#)

### 利用者別に調べる

- 個人の方
- 法人の方
- 源泉徴収義務者の方
  - 新着情報
  - 税制改正等の情報
  - 年末調整に関する情報
  - 一般的な情報
  - 専門的な情報

### 関連情報

- 税制改正の概要（財務省ホームページ）

## 納付手段の多様化について

### 納税者にとって利便性の高い納付手段の利用を推進

令和7年度までにキャッシュレス納付比率4割の達成を目指し、積極的に利用勧奨

#### ○ ダイレクト納付

- e-Taxにより申告書を提出した後、事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付することが可能です。
- 令和3年1月から、個人の方のダイレクト納付利用届出書をe-Taxで提出可能となります。

#### 【地方税共通納税システム】

地方税共通納税システムの導入により、地方税についてもダイレクト納付を含む電子納税が利用可能です。

(参考資料)「国税の納付は簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください」チラシ  
「振替依頼書がオンラインで提出できます」チラシ

#### ○ クレジットカード納付

- 事前の手續なしで、パソコンやスマートフォンから納付手續が可能です。
- 10,000円につき76円(税抜き)の手数料(納税者負担)が発生するものの、時間を気にせず、納付手續が可能です。

(参考資料)「国税のクレジットカード納付にはe-Taxの利用が便利です」チラシ

#### ○ QRコードを利用したコンビニ納付

- 納付額が30万円以下の場合、確定申告書等作成コーナー又は国税庁ホームページにおいて、納付に必要な情報(税目や税額など)の入ったQRコードを作成可能です。
- 納付に必要な情報が入ったQRコードは、PDFファイルにより作成されることから、関与先に対してメール送信できるので、関与先は紙で出力して利用するほか、当該QRコードをスマートフォンやタブレットに表示して利用することも可能です。

#### 【利用可能なコンビニ】

- ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)
- ファミリーマート(「Famiポート」端末設置店舗のみ)

(参考資料)「QRコードを利用したコンビニ納付ができます」チラシ ※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

## 納税証明書のオンライン請求の利用勧奨について

### 納税者にとって利便性の高い納税証明のオンライン請求

- パソコンやスマートフォンから請求でき、ICカードリーダーなしで利用可能です。
  - 手数料が書面の請求に比べ安価(400円⇒370円)で、窓口の待ち時間も短縮されます。
- (参考資料)「納税証明書の請求は便利なスマホからの請求をご利用ください」チラシ

# 期限内納付について

振替納税手続により申告後の納付手続が不要!

「予納制度」の利用により、確定申告で一時に納付する負担を軽減!!

## ○ 期限内納付

期限内納付に向けて、納期限の周知及び期限内納付指導をお願いします。

【令和2年確定申告の納期限】

- ① 所得税及び復興特別所得税・・・・・・・・・・ 令和3年3月15日(月)
- ② 消費税及び地方消費税(個人事業者)・・・・・・・・ 令和3年3月31日(水)

## ○ 振替納税

- ・ 納税者本人名義の預貯金口座から、口座引落としにより国税を納付することが可能です。
- ・ 令和3年1月から、振替依頼書をe-Taxで提出可能となります。

【令和2年確定申告の振替日】

- ① 所得税及び復興特別所得税・・・・・・・・・・ 令和3年4月19日(月)
- ② 消費税及び地方消費税(個人事業者)・・・・・・・・ 令和3年4月23日(金)

【利用可能税目】

- ・ 所得税及び復興特別所得税  
期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分、予定納税(1期、2期)分
- ・ 消費税及び地方消費税(個人事業者)  
期限内に申告された確定申告分及び中間申告分

## ○ 予納制度

おおむね6月以内(期限内申告に係る国税については、おおむね12月以内)において、納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税について、あらかじめ納付することができる制度

【適用要件】

納付の日までに対象税目の納税地の所轄税務署長に「国税の予納申出書」を提出

\* ダイレクト納付による予納であれば、提出不要

- ① 調査等により近日中に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書提出前であっても、その納付すべき税額の見込金額をあらかじめ納付することにより、その納付した金額について、延滞税の計算期間が予納の日まで **➡** 延滞税の負担軽減!
- ② 確定申告により納付することが見込まれる金額について、申告書の提出前に、あらかじめ納付可能 **➡** 一時に納税する負担軽減!

(参考資料)「予納制度を利用した納税のご案内」チラシ

# 還付金の受取について

## 国税還付金の受取は、口座振込を御利用ください！！

### ○ 還付される税金の振込先の記載について

- ・ 還付金の振込先は、申告書（本人）名義の口座に限ります。
- ・ 申告書には申告者のフリガナ及び振込先を確実に記載してください。  
申告書記載の氏名と口座名義が異なる場合は、振込不能となり、還付金の受取が遅くなることがあります（口座名義に店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる、又は婚姻等により姓が変わった場合は御注意ください。）。
- ・ 納税管理人が指定されている場合、その旨の記載と納税管理人の口座を記載してください。

### <銀行・信用金庫等の口座への振込みの場合>

（所得税確定申告書の場合）

銀行名・支店名は統廃合等による名称変更に注意して記入してください。

還付される税金の場所	○○○○	銀行 金庫・組合 農協・漁協	△△△△△	本店・支店 出張所 本所・支所
郵便局名便等	※記載不要	預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄	
口座番号 記号番号	1 2 3 4 5 6 7			

該当欄に○印を記入してください。  
（総合口座は「普通」）

（注）インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込みができませんので、お取引先の銀行へお問い合わせください。

### <ゆうちょ銀行（郵便局）の貯金口座への振込みの場合>

（所得税確定申告書の場合）

貯金口座の「記号」「番号」を通帳等で確認して記入してください。

還付される税金の場所	※記載不要	銀行 金庫・組合 農協・漁協	※記載不要	本店・支店 出張所 本所・支所
郵便局名便等	※記載不要	預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄	
口座番号 記号番号	1 2 3 4 0	1	2 3 4 5 6 7 1	

記号（5桁）

番号（2～8桁）

### ○ 還付処理の目安について

- ・ 国税還付金の受取につきましては、申告書を提出されてから、1か月から1か月半程度かかる場合があります。
- ・ 自宅等から e-Tax を利用して提出された還付申告（来署による e-Tax 還付申告を除く。）は、書面申告と比べて早期処理を行っています。

【参考】e-Tax申告に係る還付処理の目安

区分	1月・2月	3月
自宅等	2～3週間程度	3週間程度

（注）添付書類に不備等がある場合は、必要な書類が全てそろってから、3週間程度となります。

# 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出について

## 法定調書合計表の提出は期限内に！

### ○ 提出について

- 令和2年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出期限・・・令和3年2月1日（月）
- 提出すべき法定調書がない場合には、合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記入して提出願います。

(参考資料)「法定調書の作成・提出はe-Taxで」チラシ

### ○ 「法定調書提出期限のお知らせ」について

令和元年分から、前年に給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（以下「合計表」という。）を提出している徴収義務者の方に対して下表のとおり、法定調書の提出期限に関するお知らせを送信しています。

なお、お知らせを受けて「提出義務に関する回答画面」において、提出義務がない旨を回答することが可能となっておりますので、周知をお願いします。

おって、当該お知らせは、メッセージボックスのセキュリティ強化の対象外となりますので、内容を閲覧する際に、マイナンバーカード等の電子証明書での認証は不要です。

#### 【送信時期】

令和2年11月下旬～12月上旬

#### 【お知らせ格納先】

e-Tax利用者 識別番号	提出義務者 の人格区分	前年合計表 提出方法	格納先
有	個人	e-Tax	メッセージボックス マイナポータル
		書面	メッセージボックス マイナポータル
	法人	e-Tax	メッセージボックス
		書面	メッセージボックス
無	個人	書面	マイナポータル
	法人	書面	格納しない

- (注) 1 メッセージボックスへの格納については、前年の合計表をe-Taxで提出しているか否かは問わず、利用者識別番号を保有している者となります。  
2 マイナポータルへの格納については、前年の合計表に個人番号（本人確認済）を記載している者のみとなります。

(参考資料)「法定調書提出期限のお知らせ画面イメージ」

# 各種取組の実施について

## 各種取組への協力をお願い

### ○ 税務署窓口業務の見直し

令和2年10月1日（木）以降、署内領収の受付時間を原則9時から16時までとします。  
これは、令和元事務年度に試行として9署で実施した取組を、大阪国税局管内全署に拡大実施するものです。

引き続き、国税庁においては、納税者等の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、令和7年度までにキャッシュレス納付比率4割程度の達成を目指しておりますので、ダイレクト納付や振替納税、自宅等からのインターネットを利用した納付など、利便性の高い納付手段の御利用をお願いします。

### ○ 対象署

令和元事務年度	令和2事務年度
大阪福島、西淀川、東淀川、大淀、灘、長田、須磨、神戸及び三木署	大阪国税局管内全署

### ○ 窓口收受システムを利用した收受事務（試行）

令和2年8月3日（月）以降、「窓口收受システム」を使用した收受事務の試行を実施します。  
試行の内容は、税務署の総合窓口にスキャナを設置し、納税者等が自ら提出書類を読み取ることで提出事績を明確化するほか、收受日付印の押なつに代えて、読み取った書類の1枚目に提出事績を表示して出力し、納税者等に交付するものです。

なお、申告書等については、ホチキスやクリップ等を外した上で、全ての提出書類を読み取っていただくこととなりますので、御理解と御協力をお願いします。

おって、提出事績を表示した帳票が控えとなりますので、「窓口收受システム」導入後は控え用の申告書等を持参いただく必要がなくなります。

### ○ 対象署：和歌山署

# 各種取組の実施について

## ○ 延納・物納等事務の局集中化（試行）

令和2年7月10日（金）以降、延納・物納・納税猶予（担保関係）事務について、国税局に集中化する試行を実施しております。

これは、令和元事務年度に試行として、延納・物納事務は全署、納税猶予事務は43署を対象に集中化したものを、納税猶予事務についても全署を対象として集中化の試行を継続するものです。

試行の実施に伴い、各税務署ではなく、国税局から電話や文書による問合せをさせていただくことがありますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、延納・物納・納税猶予（担保関係）事務に関する個別相談の事前予約は所轄の税務署の管理運営部門が窓口となります。

## ○ 対象署

事務の種類	令和元事務年度	令和2事務年度
延納・物納	大阪国税局管内全署	大阪国税局管内全署
納税猶予	上京、左京、中京、東山、下京、右京、伏見、福知山、舞鶴、宮津、園部、峰山、大阪福島、西、港、天王寺、浪速、西淀川、東成、生野、旭、城東、阿倍野、住吉、東住吉、西成、東淀川、北、大淀、東、南、豊岡、和田山、柏原、桜井、吉野、和歌山、海南、御坊、田辺、新宮、粉河及び湯浅署	大阪国税局管内全署



## 関与先への納付指導について

### ○ 特例猶予を受けた方への納付指導

特例猶予の許可を受けた関与先に対して、猶予期間終了日までに納付されるよう、納付指導をお願いします。

なお、猶予期間終了日までの納付が困難な方や、個別の事情がある方は、税務署において所定の審査を行った上で、他の猶予を受けられる場合があります。

お早めに税務署（徴収担当）に相談するよう、関与先への指導をお願いします。

#### 【猶予の効果】

① 延滞税の軽減・免除 ② 原則1年間猶予 ③ 財産差押え・換価の猶予

※ 猶予期間終了日は、「納税の猶予許可通知書」をご確認ください。

（資料2 P41～42）「新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ 猶予制度があります」

### ○ 特例猶予制度の終了

特例猶予制度は、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象となっておりますので、ご注意ください。

※ 例えば、申請により申告・納付期限が延長されている場合や、修正申告・告知などにより令和3年2月2日以降に納期限が到来する場合は、特例猶予の対象とはなりません。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へのご案内はこちら



### ○ 期限内納付指導

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、期限内納付に関する周知・広報や納付指導の実施について、一層のご協力をお願いします。

課税期間中の各時期において、納付指導を行うタイミング・指導のポイントを整理したチラシがありますので、ご活用ください。

期限内の納付が困難との申し出がある場合は、税務署（徴収担当）へ早期に納付相談に行くよう、関与先への指導をお願いします。

（資料2 P43～44）「税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！」

関与先への納付指導を実施する際に使用していただく様式等はこちら



